

小規模工事等契約希望者 登録申請を受け付けます

問い合わせ先

企画財政課
財政班(合志庁舎)
☎248-1667

小規模工事等登録制度は、市が発注する小規模な維持工事・修繕のうち、小額で内容が軽易なものを受注希望者を登録し、積極的に業者選定の対象とする制度です。
※今回は、平成20・21年度分の登録申請になりますので、前回登録した人も、新たに登録申請が必要です。

1、小規模工事とは

維持工事、修繕などの実施金額が50万円以下であるもの。



3、登録条件

市内に本社のある法人登記がある法人事業者および市内に住居登録がある代表者が経営する個人事業者

- 次のいずれかに該当する場合は登録できません。
- (1) 合志市内に主たる事業所または住所を有しないもの
 - (2) 成年被後見人または破産者で復権を得ていないもの
 - (3) 合志市競争入札参加資格者名簿に登録されているもの
 - (4) 登録業種にかかる契約を履行するために必要な資格、免許などを有しないもの
 - (5) 市税などを滞納しているもの

5、提出書類

- 登録申請書(合志庁舎 企画財政課にあり)
- 登録希望業種を履行するために必要な資格、免許などを証明する書類の写し
- 印鑑証明
- 商業登記簿謄本の写し(法人の場合)
- 住民票(個人の場合)
- 納税証明書
- (法人の場合)
 - 消費税および地方消費税 法人税
 - 法人事業税 法人市民税
- (個人の場合)
 - 消費税および地方消費税 所得税
 - 個人事業税 市民税

2、登録業種

- 〔建築関係〕
大工、左官、ガラス、網戸、建具、壁、屋根、門扉、内装(カーテン・カーペット)、塗装、錠鍵、タイル、ブロック、雨どいなど
- 〔設備関係〕
電気器具、配線、照明、放送機器、空調機器、ボイラー、ガス機器、排水詰まりなど
- 〔土木関係〕
防護柵、土木など

4、登録受付

受付時間……午前8時30分～午後5時
(土・日、祝日は除く)
受付場所……企画財政課 財政班(合志庁舎2階)

6、有効期間

平成20年4月1日～平成22年3月31日
※次の場合は登録の取り消しとなります。
(1) 登録条件に記す、登録できない場合に該当するようになった場合
(2) 倒産、または破産した場合
(3) 契約に関して違反などの独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行なった場合や不正な行為があった場合

平成20年度の償却資産の 申告をお忘れなく!

提出・問い合わせ先
税務課 市税班
(固定資産税担当)
【合志庁舎】
☎248-1114

償却資産とは

土地・家屋・償却資産を総称して「固定資産」といい、「償却資産」とは、会社や個人で工場・商店・農業などを経営している人が、その事業のために所有している構築物・機械および装置・器具および備品などをいいます。

「償却資産」の所有者は、毎年1月1日現在所有している償却資産について1月31日までに償却資産の所在地の市町村長に申告しなければなりません。(地方税法 第383条)

※平成20年1月1日現在、市内に所有する資産についての償却資産の申告は平成20年1月31日までをお願いします!



業種別の主な償却資産

業種	内容
農・畜産業	ビニールハウス、水田ハロー、管理機、タバコ収穫機、コンベアー、サイロ、ハーベスター、ミルクカー、コーンプランター、消毒装置、牛舎マット、乗用装置のない農耕用耕作機械等、農耕作業用自動車(※大型特殊自動車が対象で、小型特殊自動車等の軽自動車税の対象は除く)など
不動産(賃貸)業	アスファルト舗装、看板、外構工事、駐輪場、フェンス、街灯、白線工事、車止め、庭園工事、受変電設備、屋外に敷設されたガス・上下水道埋設管、門、集合郵便受け、ゴミ置場など
製造業	工場敷地内のアスファルト舗装、外構工事、フェンス、街灯、庭園工事、緑化施設、製造用設備・機械、受変電設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなどの※大型特殊自動車(小型特殊自動車等の軽自動車税の対象は除く)、旋盤、プレス機、溶接機、切削工具、その他の建設工業設備、足場材など
卸売・小売業	陳列台、ショーケース、レジスター、冷凍・冷蔵設備、店内放送設備、スポットライト工事、金庫、看板など
飲食業	家具、厨房設備・用品、冷凍冷蔵庫、照明設備、カラオケ、ネオンサインなど
理容・美容業	理容・美容器具、イス、サインポール、洗面設備、消毒殺菌機など
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、歯科診療ユニット、手術機器、ファイバースコープなど)、給食用厨房器具など
共通	パソコン、コピー機、電話機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、内装・内部造作等、看板(広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン等)、自動販売機、駐車場・構内の舗装路面など

※大型特殊自動車は登録(「9」または「0」ナンバーの車両)の有無にかかわらず償却資産に該当します。ただし農耕用で軽自動車税(小型特殊自動車)の課税対象は除きます。

次の資産は申告の対象となりません。

1. 耐用年数が1年未満の資産
 2. 取得価格が10万円未満の資産で、法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの
 3. 取得価格が20万円未満の資産で、法人税法などの規定により3年以内に一括して均等償却するもの(一括償却資産)
 4. 無形減価償却資産(鉱業権、営業権、ソフトウェアなど)
 5. 自動車税および軽自動車税の課税対象となるもの。「家屋」として固定資産税が課税されているもの。
- ※1・2の場合でも、個別の資産ごとの耐用年数により、通常の減価償却を行っているものは申告の対象となります

- ☆ 申告書類は12月に送付していますが、申告用紙が届かないなど、必要な人はお送りしますのでご連絡ください。
 - ☆ 正当な理由なく申告しない場合、または虚偽の申告をすると地方税法により罰則規定の適用を受けることがありますので、必ず期限内に正しい申告をしてください。
- ※市ホームページ(<http://www.city.koshi.lg.jp/>)にも掲載していますのでご参照ください。償却資産の資料は税務課(合志庁舎)に用意してありますので、ご活用ください。